

私募公司債－  
比較我國與美國制度主要因素之差異

目錄

第一章 緒論	
第一節 研究動機及目的.....	4
第二節 研究方法及限制.....	4
第三節 本文架構.....	5
第二章 我國私募公司債制度之介紹及分析	
第一節 概說.....	6
第一項 立法沿革.....	6
第二項 修法後之現況.....	7
第二節 公司法之私募公司債制度 .....	7
第一項 意義.....	7
第二項 私募公司債之主體.....	7
第三項 私募公司債之決議程序.....	7
第四項 得私募公司債之種類.....	8
第五項 私募之對象及人數之限制.....	8
第六項 私募公司債總額之限制.....	8
第七項 私募公司債之申報採事後報備.....	9
第八項 由力霸案檢視公司法私募公司債法制之缺失.....	9
第三節 證券交易法之私募公司債制度 .....	10
第一項 意義 .....	10
第二項 私募公司債之主體 .....	11
第三項 私募公司債之決議程序 .....	11
第四項 得私募公司債之種類 .....	11
第五項 私募之對象及人數之限制 .....	11
第六項 私募公司債總額之限制.....	12
第七項 私募公司債之申報採事後報備.....	12
第八項 私募公司債發行人之揭露義務.....	13
第九項 私募公司債之招募方法.....	13
第十項 私募公司債之再行賣出之禁止.....	14
第四節 公司法與證券交易法私募制度之比較.....	14
第一項 私募公司債之主體不同.....	14
第二項 私募公司債之決議程序不同.....	14
第三項 私募公司債之種類不同.....	15

第四項	私募之對象及人數之限制.....	15
第五項	私募公司債總額限制不同.....	15
第六項	私募公司債發行人之揭露義務.....	16
第七項	私募公司債之招募方法.....	16
第八項	私募公司債之轉售及分次發行.....	16
第五節	小結.....	16
第三章	美國私募制度之介紹	
第一節	美國證券法簡介.....	17
第一項	證券法及涵蓋範圍.....	17
第二項	債券及公司債之意義.....	18
第二節	美國豁免註冊登記制度.....	19
第一項	豁免之要件：註冊登記為無必要或利益微小.....	19
第二項	豁免之範圍.....	19
第三項	私募發行之介紹.....	20
第一款	證券法第 4 條第 2 項案例：SEC v. Ralston Purina Co .....	20
第二款	簡介 SEC 條例 D 規則 506.....	22
第四項	比較美國證券法第 4 條第 2 項與規則 506.....	23
第一款	要約總金額之限制.....	23
第二款	人數及對象.....	24
第三款	保護對象之條件.....	25
第四款	資訊之提供.....	31
第五款	發行方法之限制.....	34
第六款	轉售之禁止.....	35
第四章	我國公司法與美國證券相關法規之比較	
第一節	要約總金額之比較.....	37
第二節	人數限制之比較.....	37
第三節	保護對象條件之比較.....	37
第四節	資訊之提供.....	38
第五節	發行方法之限制.....	38
第六節	轉售之禁止.....	38
第七節	小結.....	38
第五章	我國證券交易法與美國證券相關法規之比較	
第一節	證券範圍不同.....	40
第二節	要約總金額限制之比較.....	41
第三節	人數之比較.....	41
第四節	保護對象條件之比較.....	42
第五節	資訊之提供.....	43

第六節	發行方法之限制.....	43
第七節	轉售之禁止.....	43
第八節	合併計算之立法意旨不同.....	43
第九節	小結.....	44
第六章 結論		
第一節	私募公司債制度之優點及缺點.....	45
第一項	私募公司債之優點.....	45
第二項	私募公司債之缺點.....	46
第二節	私募公司債之優點及缺點.....	46
第一項	私募公司債制度之優點 .....	46
第二項	私募公司債制度之缺點 .....	46
第三節		
第一項	私募對象資格之要求.....	47
第二項	私募對象範圍之修正.....	47
第三項	資訊提供義務.....	47
參考文獻.....		49
附錄		
一、Securities Act of 1933.....		53
二、Regulation D.....		90